

令和元年松前町条例第15号

松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年12月26日

松前町長 岡 本 靖

松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年松前町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(3) 省略 <u>(4) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額</u>	(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(3) 省略

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年松前町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 企業職員で、 <u>常時勤務を要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定により臨時的に任用</u>	(給与の種類) 第2条 企業職員で <u>常時勤務</u> を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)

された職員を除く。)及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2・3 省略

(会計年度任用職員等の給与)

第18条 企業職員で、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与の種類及び基準については、松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年松前町条例第 号)の適用を受ける職員の例による。

2 企業職員で、地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用されたものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(松前町職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 松前町職員の給与に関する条例(昭和43年松前町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 常時勤務を要する職員(地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下「職員」という。)の給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 _____</p> <p>_____ 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p>

_____第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2・3 省略

(非常勤職員_____の給与)

第18条 企業職員で職員以外の_____ものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分にその年における勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日

_____の合計日数を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

(会計年度任用職員等の給与)

第20条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。

2 _____ 地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員の給与については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内において_____任命権者が定める。

第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に1の年における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日（以下「祝日法による祝日」という。）及び12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による祝日を除く。）の合計日数を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

(給与の特例)

第20条 臨時又は非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。） _____の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において別に任命権者が定める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年松前町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 単純な労務に雇用される職員で、 <u>常時勤務を要するもの</u> （ <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員を除く。</u> ）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を <u>占めるもの</u> （以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。 2 省略	(給与の種類) 第2条 単純な労務に雇用される職員で常時勤務_____を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） _____第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。 2 省略

(会計年度任用職員等の給与)

第15条 単純な労務に雇用される職員で、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与の種類及び基準については、松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松前町条例第 号）の適用を受ける職員の例による。

2 単純な労務に雇用される職員で、地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用されたものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(非常勤職員 の給与)

第15条 単純な労務に雇用される職員で職員以外の については、職員の給与との権衡を考慮して 給与を支給する。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和43年松前町条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下給料の月額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松前町条例第 号）第2条第2項の基本報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下給料の月額 の10分の1以下を減ずるものとする。

(松前町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第6条 松前町職員の旅費に関する条例（昭和51年松前町条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(用語の意義)	(用語の意義)

(祝日法による休日等を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。

(会計年度任用職員等の勤務時間、休暇等)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、町長が規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

(松前町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 松前町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年松前町条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(<u>法第58条の2第1項に規定する職員をいう</u>)。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 省略</u></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</u>を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 松前町広報紙に掲載する方法</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

(祝日法による休日等を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成20年松前町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条 _____ に規定する <u>条件付採用の職員</u> _____ (規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) 省略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する <u>条件付採用になっている職員</u> (規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) 省略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。